

南島原市建設コンサルタント等業務の予定価格等の決定等に係る事務処理要綱

平成29年3月31日 28南管財第481号

令和6年3月1日 5南管財第314号

最終改正 令和7年3月11日 6南管財第494号

(目的)

第1条 この要綱は、南島原市が発注する建設コンサルタント等業務（以下「コンサル業務」という。）の入札の透明性と公正性を図るため、予定価格等の決定に係る事務処理手続におけるランダム化等に関し必要な事項を定めるものである。

(対象業務)

第2条 この要綱は、南島原市が発注するコンサル業務で競争入札に付するもの（以下「対象業務」という。）に適用する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計金額 対象業務において設計書、仕様書等によって算定された当該対象業務に要する費用の総額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (2) 予定価格 南島原市契約規則（平成18年南島原市規則第44号。以下「規則」という。）第6条の予定価格をいう。なお、予定価格はランダム化の対象としない。
- (3) 最低制限価格 規則第7条の最低制限価格をいう。
- (4) 最低制限設計価格 設計金額に100分の80を乗じて得られる額をいう。
- (5) 予定価格等 予定価格及び最低制限価格をいう。
- (6) ランダム化 次条に規定する方法により予定価格等を算定することをいう。

(ランダム化の方法)

第4条 予定価格等を決定する者（以下「予定価格等決定者」という。）は、市長又は南島原市事務決裁規程（平成18年南島原市訓令第3号）第4条及び別表第1の規定により予定価格の決定権者となる者とする。

- 2 予定価格等決定者は、入札（開札）日時までに、最低制限設計価格に、1.000以上1.001以下の範囲内の数値の中からパソコン等を用いて無作為に選択した数値（以下「ランダム係数」という。）を乗じて得られる額を最低制限価格として決定するものとする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 予定価格等決定者は、前2項に規定する方法で予定価格等を決定したときは、当該予定価格等を、南島原市建設工事執行規則（平成18年南島原市規則第45号）第4条の規定に基づき保管するものとする。
- 4 予定価格等は、開札後、口頭又は入札結果表等により公表するものとする。ただし、入札が不調となった場合は、公表しないものとする。
- 5 設計金額、最低制限設計価格、ランダム係数は、公表しないものとする。

(ランダム化の告知)

第5条 市長は、あらかじめ、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われることを次の各号に定めるところにより告知した上で、入札書の提出を求めるものとする。

- (1) 一般競争入札 入札公告に記載する。
- (2) 指名競争入札 入札執行通知書（南島原市建設工事執行規則第6条の入札執行通知書

をいう。)に記載する。

(入札回数)

第6条 ランダム化を行った入札における入札回数は、1回限りとする。

附 則 (平成29年3月31日28南管財第481号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に入札を公告し、又は入札の執行を通知するコンサル業務から適用する。

附 則 (令和6年3月1日5南管財第314号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月11日6南管財第494号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。